平成２８年（フ）第３７０号
川崎市宮前区東有馬５丁目15番32―405号
債務者　鹿野　貴行
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９３号
川崎市麻生区王禅寺西６丁目２番２―206号、前住所東京都稲城市平尾２丁目16番地４　アクティブ平尾305号
債務者　富原　盛雄
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９８号
川崎市宮前区平５丁目１番25―205号
債務者　道口　照子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４０６号
川崎市高津区下作延２丁目26番１号　恵楽園、前住所川崎市多摩区中野島６丁目９番７―505号
債務者　茂木　　博
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２０号
川崎市高津区下作延５丁目27番36号　上野ハイツ　201
債務者　青砥真利子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２９号
川崎市多摩区中野島１丁目11番43号　グッドネス　102、前住所川崎市多摩区中野島５丁目２番14―606号　中野島多摩川
債務者　畠山美代子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３０号
川崎市川崎区浜町２丁目19番15号　ぱんだ、前住所川崎市川崎区渡田新町１丁目９番３号　ソラリス渡田
債務者　石坂　浩一
保佐人　青木　大地
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
高知県吾川郡いの町4063番地
債務者　加地　志乃
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３７４号
大阪市西淀川区福町２丁目３番19―803号
債務者　三戸森圭一郎
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４４６号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番４―202号
債務者　山口　良和
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４６４号
大阪市住吉区我孫子東１丁目２番２―501号、前住所大阪市住吉区我孫子東２丁目１番12号　コーポみなみの６Ｂ号
債務者　中井タクシーこと　中井　可昌
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４８７号
大阪市平野区喜連西４丁目２番５―1406号
債務者　佐伯　恭**德**
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２４号
川崎市宮前区菅生６丁目16番14号
債務者　石川　美緒
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
釧路市米町４丁目９番４号
債務者　長谷川貴世
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１００号
愛知県豊橋市野依台１丁目12番地の５
債務者　糸井　芳江
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２９７号
岡山県高梁市松原通2120番地２セントラル・パレス106、旧住所岡山市北区芳賀5105番地１佐山団地５―401
債務者　小林美佐子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部